

三野町における古文書調査

----- 地方史班（徳島地方史研究会） -----

松下 師一^{*1} 森 千枝^{*2} 金原 祐樹^{*3} 市坪 礼^{*4} 根津 寿夫^{*5}

1. 調査の概要

1) 三野町行政区の歴史の変遷

三野町は吉野川北岸・三好郡北東部に位置する農業と商業（撫養街道沿い）の町で、江戸時代を通じて6つの近世村（芝生村・勢力村・加茂宮村・清水村・太刀野村・太刀野山村）と1つの枝郷（花蘭村）があった。明治22年（1889）の郡区町村編成法（市制・町村制）の施行にともない合併して三野村となり、大正13年（1924）に町制施行して今日に至っている。

2) 調査の方針

1970年3月発行の『徳島県史料所在目録第2集（三好郡）』（県立図書館刊。以下、『所在目録』という）によれば、当時、同町内に21件の文書群（個人19件、寺1件、教育委員会1件）があり、合計237点の古文書が保存されている。これは、古文書の総点数では他町に及ばないものの、文書群の数（所蔵先の数）では郡内8町村のなかで最も多いものである。

そこで地方史班では、下記の2つの調査方針をたてて、調査作業に取り掛かった。

- ① 上記の『所在目録』をもとに、現時点でも古文書が継続して保存されているか否かを確認する。
- ② ①の作業を行いながら情報の収集につとめ、『所在目録』に掲載されていない古文書の新規発見をめざす。

3) 調査の状況

(1) 三野町教育委員会保管文書

最初に、教育委員会（公民館）保管文書の現状確認から調査に取り掛かったところ、さっそく史料所在情報が寄せられた。休校になった旧東谷小学校（現「三野町民俗資料館」）に古文書類が保管されているとのことである。公民館に引き続き同資料館の調査を実施したところ、『三野町誌』に掲載されているものの『所在目録』に掲載されておらず、所在不明であった「加茂宮村棟付帳」群（表1）が確認できた。他にも『所在目録』に掲載されていない仁木百合子氏寄贈近代教科書群や、近世の規矩術に関する巻物などが確認された。

(2) 長谷均家文書（太刀野村庄屋文書）

続いて、近世期に太刀野村の庄屋をつとめた長谷均家の史料調査を実施した。『所在目録』には、同家所蔵の古文書として71点が記載されていたが、現地で確認すると木製帳箱に保管されている古文書（長谷家由緒書、幕府巡見使関係、幕末～明治維新时期村政関係、地域金融関係など）が約90点、襖の裏貼り文書（御触帳断簡、花蘭村関係史料断簡、太刀野村政史料断簡、検地帳断簡など）が紙箱6箱分もあり、その量は膨大なものであった。地方史班では、長谷均氏の許しを得て、全ての古文書を写真撮影するとともに、その整理・目録化を行った。

また、由緒書等、一部の古文書については詳細に分析し、2本の各論（後述）を執筆した。

*1 松茂町歴史民俗資料館・人形浄瑠璃芝居資料館 *2 藍住町教育委員会 *3 徳島県立文書館
*4 前 松茂町歴史民俗資料館・人形浄瑠璃芝居資料館 *5 徳島市立徳島城博物館

表1 阿波国三好郡加茂宮村棟付帳ほか一覧（三野町民俗資料館保管）

番号	標 題	年月日	西暦	作成者	宛 者	備 考	特 記 事 項
1001	明暦四年式月三日 三好郡之内加茂之宮村庄 屋行人数改帳	明暦四年戊戌 式月三日	1658	野々村左門(印) 林 大学(印) 稲田三郎兵衛(印)		縦帳	庄屋分43人/行分4人 都合47人
1002	延宝貳年十二月廿一日 三好郡之内賀茂野宮村棟 付人改御帳	延宝貳年寅 十二月廿一日	1674	高島半太左衛門(印) 立木傳左衛門(印) 岩田関右衛門(印)		縦帳	家数142軒(内、寺1軒)/ 人数396人、高550石795 (内、14石52散田) 「延宝元年丑ノ十一月九日」 改め
1003	延宝貳年十二月廿一日 三好郡賀茂野宮庄屋行人 数改御帳	延宝貳年寅 極月廿一日	1674	高島半太左衛門(印) 岩田関右衛門(印) 立木傳左衛門(印)		縦帳/表紙付箋あり	庄屋分31人/行分8人 都合39人
1004	宝永貳年□打直 名負人子孫代継帳	宝永貳年	1705			縦綴/後欠	
1005	三好郡加茂野宮村 棟附御改就被仰付離 小家申者共書抜帳	享保六丑年 九月廿二日	1721	加茂野宮村庄屋 友右衛門(印) 他6名(印)	高島藤八様	縦帳/表紙付箋あり ※高島藤八(印)奥 書あり	
1006	三好郡賀茂野宮村 棟附御改就被仰付同村 面々小家下人等書抜帳	享保六丑年 九月廿二日	1721	賀茂野宮村庄屋 友右衛門(印) 他6名(印)	高島藤八様	縦帳/表紙付箋あり ※高島藤八(印)奥 書あり	
1007	享保六丑年 三好郡加茂野宮村庄屋行帳	享保六丑年	1721	高島藤八(印) 今枝千右衛門(印) 天羽半兵衛(印)		縦帳/表紙付箋あり	合31人
1008	享保七寅年四月廿三日 三好郡加茂野宮村百姓小 役奉願指出帳	享保七寅年 四月廿三日	1722	加茂野宮村庄屋 友右衛門(印) 他5名(印)	曾上儀兵衛殿	縦帳 ※高島藤八(印)奥 書あり	小役引30人
1009	文化七午年 三好郡加茂野宮村 棟付人数御改帳	文政十亥年 (十二月)	1827	三好郡加茂野宮村 組頭庄屋平尾善次(印) 他4名(印)	生駒彦吉様	縦帳 ※文化七年帳写し ※生駒彦吉(印)奥 書あり	家数合237軒(自家193軒、 出稼・借家44軒)、人数合 847人(男女)、馬25疋、牛 90疋/走人20人
1010	[文化七午]年 三好郡加茂野宮村 棟付人数御改帳	文政十亥年 十二月	1827	三好郡加茂野宮村 組頭庄屋平尾善次(印) 他4名(印)	生駒彦吉様	縦帳 ※文化七年帳写し ※生駒彦吉(印)奥 書あり	家数合237軒(自家193軒、 出稼・借家44軒)、人数合 847人(男女)、馬25疋、牛 90疋/走人20人
1011	文化七午年 三好郡加茂野宮村 棟付御改百姓夫役帳	文政十亥年 十二月	1827	生駒彦吉(印)		縦帳	人数合265人(此夫役53人)
1012	名田買田共御蔵分御年貢 帳恒之助扣地之分					縦綴	

(3) 秋田道雄家文書

伝来の経緯については定かではないが、太刀野村の棟付帳の一部は、三好町足代の秋田道雄家に遺されている。今回の調査では、それら文書の複写本をもとに解説・検討を行い、1本の各論（後述）を執筆した。

4) 継続調査の必要性

今回の調査では、「三野町民俗資料館」保管の文書群と長谷均家文書の調査・整理に、多くの人員と時間をかけることとなった。いずれも三野町の歴史研究を行ううえで不可欠な史料群であり、また質・量ともに豊富で、新発見の古文書を多く含むもので

あった。

他方で、当初方針に掲げた『所在目録』掲載古文書の現状確認については、残念ながら作業途中のままとなった。阿波学会の調査期間は終了したが、今後も地域史研究者有志による継続調査の必要性を痛感している。

(松下 師一)

2. 各論

1) 近世村落における百姓家の家督相続

—太刀野村棟附帳の分析から—

(1) はじめに

ここでは、文化8年(1811)8月の「三好郡太刀野村享保六丑年棟附御改以後代続帳」(三好町足代秋田道雄家文書)及び同年9月の「文化八未年三好郡太刀野村棟付人数御改帳」(同)をもとに、近世村落における百姓家の家督相続について検討してみたい。

(2) 通常の相続

百姓家の家督相続は、戸主である男性の実子が相続するのが通常であった。下の二つの史料はそれを示すものである。父、五兵衛の跡を男性実子の亀助が相続していることがわかる。

史料1「三好郡太刀野村享保六丑年棟附御改以後代続帳」より(以下「代続帳」と略す)

一、壺家 百姓 (印) 宅兵衛

此者享保六丑年棟附御帳附二而明和三戌年八月十七日病死

宅兵衛子 五兵衛

此者存生ニ居申候

(印) 右者御蔵百姓亀助同断代続

史料2「文化八未年三好郡太刀野村棟付人数御改帳」より(以下「棟付帳」と略す)

一、壺家 御蔵百姓 亀助 歳五拾
 壺人 亀助妻 しま 同四拾三
 壺人 同人父 五兵衛 同八拾四
 (略)

※下線は筆者

(3) 養子をとる場合

上記のような通常の相続ができない場合には、養子をとることが行われた。「養子をとる」といってもさまざまな場合があり、いくつかの例を以下にあげてみる。

<男性の実子がない場合>

史料3(「棟付帳」より)

一、壺家 御蔵百姓 松右衛門 歳貳拾三

此者当郡足代村御蔵百姓鉄之助惣領ニ而御座候所、養父藤蔵男子無御座幼少之節より内分養子ニ相成居申、此度棟附御取調ニ付不行着ニ罷在候段、奉恐入有体申上居懸養子ニ奉願御詮儀之上御別儀を以御聞届被極、御郡代生駒彦吉様より御暇御証文被下置藤蔵家督相続之養子ニ罷成候

史料3は、男性の実子がない家に、現戸主が幼少のころから内縁の養子に入っていたことをあらわしている。また、もともと実家においては惣領(取り)であった者が、他家の養子に入る場合があったという例としても興味深い。

<男性の実子はないが、娘がいる場合>

史料4(「棟付帳」より)

一、壺家 御蔵百姓 兼平 歳参拾九

此者当村御蔵百姓権吉次第ニ而御座候処、養父利三郎男子無御座天明三卯年より内分養子ニ相成、妹かめニ妻合男子出生仕居申、不行着ニ罷在候段、奉恐入有体申上居懸養子ニ奉願御詮儀之上御別儀を以御聞届被極、享和三亥年五月御郡代矢野為次郎様馬宮四郎兵衛様武川両蔵様馬宮直五郎様佐野藤右衛門様谷良右衛門様より御暇御証文被下置利三郎家督相続養子ニ罷成候

史料4によると現在の戸主は、28年前の天明3年(1783)、11歳で男性の実子がない家の内縁養子になっている。その後、養父の妹と夫婦になり、家督を継いだことがわかる。

(4) 女性の戸主の家に養子をとる場合

男性が家を相続するのが通常でも、ある理由でその家に女性しか戸主になる者がいない時には、一時的に女性が戸主になる場合がある。そしてその場合にも、養子をとることが行われた。

<後家養子>

史料6「棟付帳」より

一、壺家 御蔵百姓 辰平 歳貳拾七

此者当郡太刀野山村御蔵百姓政次郎二男ニ而御座候所、養母勝五郎後家男子富蔵御

座候得とも愚ニ而家難相立四ヶ年以前より
内分養子ニ相成男子出生仕居申此度棟附御
改ニ付不行着ニ罷在候段、奉恐入有体申上
居懸養子ニ奉願御詮儀之上御別儀を以御聞
届被極、御郡代生駒彦吉様より御暇御証文
被下置勝五郎後家家督相続養子ニ罷成候

「代続帳」によると後家の夫勝五郎は、7年前の文化元年（1804）に死亡している。男子の実子がいたが「愚」なので、4年前より勝五郎後家は内縁に養子を取り、家を相続させていたということがわかる。

<入夫>

史料7「棟付帳」より

小家 御蔵百姓 長谷弥六左衛門忌外
惣右衛門 歳三拾九

此者前出京左衛門同断此後本人壱人之夫役御免被仰付候、尤惣右衛門儀者兄村右衛門同家ニ罷在候処、村右衛門儀男子出生後寛政五丑年病死仕男子文太兵衛幼少ニ而家難相立、文太兵衛儀者惣領ニ相立候約束ニ而、寛政七卯年より村右衛門後家内分入夫ニ相成男女子出生仕居申、此度棟附御取調ニ而不行着ニ罷在候段奉恐入有体申上居懸入夫ニ奉願御詮儀之上、御別儀を以御聞届被極、御郡代生駒彦吉様より御暇御証文被下置村右衛門後家家督相続入夫ニ罷成候

「代続帳」によると村右衛門という人は、18年前の寛政5年（1793）に死亡しており、16年前の寛政7年（1795）より惣右衛門が兄の後家に内縁に入夫している。史料7の場合、後家には男性の実子はいたが幼少のため家が立てがたいので、その子が成長するまでの間、家を立てていくために義理の弟と夫婦となった例である。

史料8「棟付帳」より

小家 御蔵百姓 長谷弥六左衛門忌外
仲左衛門 歳四拾七

此者前出京左衛門同断此後本人壱人之夫役御免被仰付候、尤仲左衛門儀ハ相小家忠次二男ニ而御座候所、養家けん男子兄弟御座候得

共、支離者又者幼少ニ而家難相立、拾ヶ年以前より内分入夫ニ相成男子出生仕居申、此度棟附御取調ニ而不行着ニ罷在候段奉恐入有体申上居懸入夫ニ奉願御詮儀之上、御別儀を以御聞届被極御郡代生駒彦吉様より御暇御証文被下置、けん家督相続入夫ニ罷成候

壱人 仲左衛門妻 けん 同式拾七
(略)

「代続帳」によると、けんの父は13年前の寛政10年（1798）に死亡しており、仲左衛門は10か年以前よりけんに内縁に入夫している。史料8の場合、けんの男兄弟が「支離」（身体障害者）、又は幼少のため家が立たないので、家を立てていくために、入夫をとった例である。けんはその時17歳で夫仲左衛門は37歳であり、年齢差が20歳もあるにもかかわらず、夫婦になっている。

以上、近世村落における家督相続の例をいくつかあげてみた。この他にも、様々な相続のされ方をうかがうことができ、百姓にとっての「家」意識の実際を知る上で興味深い。

(森 千枝)

2) 長谷家の由緒 —長谷家文書の願書から—

(1) はじめに

近世社会において身分の決定に際しては、由緒（特に藩主との深い関わり）が重要視されていた。藩行政の末端である庄屋などの身分のものは、身分の獲得、再確認のため盛んに由緒を記した願書を藩に提出していた。藩自体も、藩政初期の様々な由緒を再確認するためこうした由緒を連ねた願書を受け取った。

長谷家には、(表2)のとおり享保6年（1721）の願書を始めとして寛保・明和・享和・文化と約20年毎に藩に提出した5通の家の由緒に関わる願書の控えが残されている。長谷家は、どのような由緒を報告し、何を獲得しようとしたのだろうか。残された文書から検証していこうと思う。

(2) 文化9年の願書に見る長谷家由緒の概要

まず、文化9年（1812）の願書に、長谷家歴代の由緒が簡潔に述べられているので見てみよう。

表2 長谷家文書由緒に関わる願書一覧

No.	資料番号	標 題	年月日	西曆	作成者	宛 者	願書理由
1	10	(前欠文書、控)	享保6丑年3月24日	1721	太刀野村庄屋 長谷竹右衛門		享保棟付改の件
2	13	乍恐奉願上覚	寛保3亥年10月26日	1743	太刀野村庄屋 長谷竹右衛門	坪内庄太兵衛様手代園木通左衛門	郷高取格への引き直し
3	17	乍恐奉願上覚	明和3戌年11月	1766	長谷弥六左衛門	長谷川三平様手代新見園次兵衛	城内お目見え
4		乍恐奉願上覚	享和3亥年	1803	三好郡太刀野村浪人長谷弥六左衛門	美馬三好御郡代様手代9名	私一判での養子届け許可
5	16	申上覚	文化9申年10月	1812	長谷弥六左衛門		文化棟付改の別帳化

*資料番号は、『所在目録』の記載順に付与した番号である。

史料9 「文化9年(1812)願書」

佐々木新居之輔

新居之輔子

佐々木又太夫 初代

但、備前国田如岡之城主ニ而御座候処、彼地
落城之後、弘治貳年親子共当郡
昼間村江罷越暫住居仕、其後当
村江罷越申候

又太夫子

田如岡左衛門 貳代

但、此者代中当村御給人稲田丹波様より
先祖之成立被聞召上、西庄村御拝知
高之内ニ而高五拾石為御合力ト被下置
相暮居申候

左衛門子

田如岡與市郎 三代

但、此者代中稲田丹波様御子息監物様
御代中御知行高之内六百石御指上
被成候ニ付、親左衛門御合力高指上申候

與一郎子

田如岡新七郎 四代

但、此者代中
蓬庵様御国廻り之節、先祖之成立稲田
丹波様より被 仰上、新七郎宅ニ而御昼
休被為遊就夫存生之内
御目見被 仰附候

新七郎子

田如岡長左衛門 五代

但、此幼名五郎左衛門と申、其後長左衛門と
相改申候、然処極困窮仕候ニ付、太刀
野村庄屋弥三右衛門伯父四郎右衛門娘ト妻
合仕、則四郎右衛門田地囉請申候

長左衛門子

長谷弥六左衛門 六代

但、此者長谷川惣左衛門様江由緒御座候
ニ付、苗字之儀長谷と相改申候、然所
先祖之成立ニ付、稲田三郎兵衛様より
万治貳年御扶持方等頂戴仕、在辺
御用相勤居申候、其後三郎兵衛様へ被
召出高取格ニ御建置被極ニ付、四郎右衛門より
請候田地差戻候様、先庄屋宅左衛門より
申立、右田地不残指戻申候、其後三郎
兵衛様御知行不残御指上被遊候
ニ付浪人ニ罷成候、右之仕合名負高
一向無御座候、且宝永五浪人調べ帳にも
御国奉行様并御郡奉行様より度々
御調べ被 仰付候得共、浪人ニ而御指置被
仰附候

弥六左衛門子

長谷新七 七代

但、此者儀粟田仁右衛門様御目鏡ヲ以、
為御雇宝永七年より庄屋役
被仰附相勤申候

新七子

長谷竹右衛門 八代

但、此者義親新七勤懸之通、為御雇
庄屋役被 仰付旨、享保五年高畠
藤八様より被 仰渡相勤申候、然処名
負高無御座無家督ニ付、加茂野宮村
平尾七郎右衛門祖父夫左衛門名負高譲受
相控居申候

竹左衛門子

長谷弥六左衛門 九代

但、此者義親同断役儀相勤申候、然処
天明七未年伏屋岡三郎様より先祖之
成立被聞召上、且御用方出情相勤申
ニ付、宗門判別帳ニ被 仰附候

弥六左衛門子

長谷喜代太 十代

但、此者義庄屋役不被 仰付内早世
仕申候

喜代太子

長谷弥六左衛門 十一代

但、私儀祖父弥六左衛門死後引移庄屋役
被 仰附、尚又昨午十二月組頭庄屋ニ
被 仰付難有相勤居申候

長谷家は元佐々木姓で、備前（岡山県）の田如岡城にあり、落城後の弘治2年（1556）に、新居之輔・又大夫の親子で、阿波国三好郡の昼間村へ移住したという。その後同郡太刀野村に移っている。2代左衛門は以前住居していた城の名を姓として田如岡を名乗り、太刀野村の給人であった稲田丹波¹⁾から西庄村の給知の内に50石の扶持を受けるようになった。3代與一郎は、稲田丹波の子監物が600石減石になった際に西庄村の扶持を返却した。4代新七郎は、蓬庵（蜂須賀家政）巡見の際に稲田丹波の取りなしで自宅を昼休憩の場に提供し、一代限り御目見えとなっている。5代長左衛門は困窮し、太刀野村庄屋の弥三右衛門の伯父四郎右衛門の娘を妻とし、四郎右衛門田地を貰い受けている。6代弥六右衛門は、長谷川惣左衛門²⁾との由緒により、苗字を

長谷と改めている。また、万治3年（1660）より稲田三郎兵衛から扶持方をもらい高取格となったので、元四郎右衛門の田地は返却した。その後稲田三郎兵衛³⁾が断絶となり、長谷家は浪人となり、名負高もなくなった。宝永5年（1708）の浪人調べ帳には、浪人と付け上げられた。7代新七は宝永7年（1710）から雇庄屋役⁴⁾を勤めている。8代竹右衛門は新七同様庄屋を務め、家督がないので加茂宮村の平尾七郎右衛門祖父夫左衛門名負高を譲り受けることになった。9代弥六右衛門は、竹右衛門同様庄屋役を務め、天明7年（1787）の宗門人別帳は別帳とされた。10代の喜代太は早く亡くなっている。11代弥六左衛門は庄屋役を務め、文化7年（1810）12月からは組頭庄屋役を勤めている。

文化9年（1812）の由緒書は、文化の棟付改めに際して提出されたもので、長谷家各代の由緒の完成形とも言える。

(3) 各願書に書かれた由緒について

次に、各願書の由緒がどのように変遷したのかを検討していく。表3を見ると、享保6年（1721）願書の特徴は、藩への提出書類を村役人等の判を得ずに書類が通用していることを記し、村の中で庄屋の支配を受ける百姓との違いを強調しているところにある。

寛保3年（1743）～享和3年（1803）の3通の願書では、願書を出した人物及び先代の記述が厚くなっている。また庄屋・年貢取立役・巡見時の宿裁判役・銀札裁判役など具体的な役目について詳述している。

この3通に比べると文化9年（1812）の願書の記述は歴代の由緒を整理して記して、理解しやすい内容である。しかし、文化9年（1812）の願書には、重要な由緒と思われるのに、記述されていない事柄がある。①2代の左衛門が、芝生城にあった三好長治と関係があったこと。②与一郎から長右衛門までの間太刀野村の政所役を勤めていたこと。③芝生村庄屋を兼帯していること。この内、三好長治と懇意であったことは、藩主蜂須賀家との由緒ではないため整理されたのであろうか。また、政所・兼帯庄屋として藩行政の末端を担ったことは、在村の武士としての特権を守るためには必要性の少ない由緒であったのだろうか。

表3 長谷家歴代由緒一覧

歴 代 由 緒 書 上	享保 6 (1721)	寛保 3 (1743)	明和 3 (1766)	享和 3 (1803)	文化 9 (1812)
新居之輔・又太夫 (初代)					
①備前国田如岡城主。落城後阿波へ移住。		○	○	○	○
②新居之輔剃髪し田如岡上人法師となる。		○	○	○	
③弘治2年三好郡昼間村へ住居、その後太刀野村に移住。		○	○	○	○
左衛門 (2代)					
①芝生城主三好長治と縁を結ぶ。太刀野村で生活。		○	○	○	
②稲田丹波に召出、50石を拝領。		○	○	○	○
③稲田宗心 (稲田左馬亮植元) の直書を得る。	○	○	○	○	
與一郎 (3代)					
①太刀野村政所となる。		○	○	○	
②稲田丹波子監物知行地600石召し上げにつき、50石返上。		○	○		○
新七郎 (4代)					
①蜂須賀蓬庵 (家政) 巡国時昼食休憩、その後一代限りお目見。		○	○	○	○
②太刀野村政所を勤める。		○	○		
長左衛門 (5代)					
①太刀野村政所を勤める。		○	○		
②太刀野村庄屋弥三右衛門伯父四郎右衛門娘を妻とし四郎右衛門田地を貰い受ける。			○		○
弥六左衛門 (6代)					
①長谷川惣左衛門の由緒により長谷の苗字を名乗る。		○	○	○	○
②万治2年稲田三郎右衛門から扶持方を貰う。					○
③四郎右衛門田地を庄屋宅左衛門方に返却、名負高無くなる。	○	○	○		○
④稲田三郎右衛門召し上げとなり、浪人となる。			○		○
⑤元禄13年正月、兄平之丞が給人家来に養子に出た際、私一判の文書で済む。	○				
⑥元禄13年8月下女が欠落した際、私一判の文書で済む。	○				
⑦宝永5年の浪人調帳では浪人と付け上げられる。	○				○
新七 (7代)					
①正徳5年洪水の際材木裁判。		○	○	○	
②宝永7年幕府巡見使通行の際、池田村通船裁判を任される。		○	○	○	
③宝永7年より太刀野村雇庄屋を務める。	○	○	○	○	○
④庄屋役就任の経緯について。	○	○	○	○	
竹右衛門 (8代)					
①新七を継ぎ宝永7年より雇庄屋を務める。	○			○	○
②加茂宮村平尾七郎右衛門祖父左衛門名負高を譲り受ける。				○	○
③宝永7年幕府巡見使通行の際、送り越御道具裁判を任される。		○	○	○	
④享保2年目附通行の際、池田村で与頭庄屋と共に人馬惣裁判。		○	○	○	
⑤享保4年三好郡松尾村で庄屋に対する百姓の徒党を組んでの出入・訴訟に対して調停役。		○			
⑥享保9年三好郡漆川村で庄屋に対する百姓の徒党を組んでの出入・訴訟に対して調停役。		○			
⑦享保13年葉草奉行植村左平次、芝生村昼休宿肝煎。		○	○	○	
⑧享保16年9月洪水の際材木裁判を勤める。		○	○	○	
⑨享保19年から5カ年間西庄村年貢取立役を勤める。		○	○	○	
⑩元文5年から芝生村庄屋を兼帯。		○	○	○	
⑪藩主巡見の際、子の弥六左衛門と共に宿肝煎。		○	○	○	
⑫延享3年目附通行の際、足代・池田・佐野の宿裁判。		○	○	○	
⑬美馬郡重清村と三好郡清水村の間で村境出入の調停。		○			
⑭昼間村弥兵衛家の争論調停。		○			
弥六左衛門 (9代)					
①竹右衛門を継ぎ雇い庄屋を務める。			○	○	○
②竹右衛門を継ぎ芝生村庄屋を兼帯。			○	○	
③天明7年宗門帳、別帳となる。					○
④藩主巡見の際、親の竹右衛門と共に宿肝煎、投網を見せる。		○	○	○	
⑤与頭庄屋近藤泰左衛門の代わりに辰9月から巳7月まで与頭庄屋を勤める。			○	○	
⑥藩主の撫養・大毛山鹿狩りの際、網手惣裁判を勤める。			○	○	
⑦戊午まで銀札裁判役を勤める。			○		
喜代太 (10代)					
①庄屋は務めず。早世。					○
弥六左衛門 (11代)					
①祖父弥六左衛門を継ぎ庄屋役を務める。					○
②文化7年12月組頭庄屋役を拝命。					○
歴代以外					
①藩提出の文書が私一判で済ませられる。			○	○	○
②間断なく吉野川洪水時の材木裁判等を行う。			○	○	
③一族全て苗字帯刀。				○	○

*長谷家文書5点 (表2参照) によって作成 (享保6年文書は、前欠文書のため初期の記述無し)。

また、由緒書きの中には、藩主等への御目見え、自分一人の判で正式の公文書が通用することや、苗字帯刀や夫役の負担免除が一族全てに及んでいることなど、身分を確認することで得られる恩恵（特権）が書かれている。こうした恩恵を守るため機会を見て願書を提出していったのだろう。

(4) 終わりに

このように、由緒が盛んに作られる背景には、藩による売官などによって進む身分制の弛緩とその再編成を藩側も、身分を定められる側も必要としていたことにあるだろう。由緒等の確認に関わる願書は、県内に多く確認できる⁵⁾。これらを類型化することにより、藩側や由緒を提出した人々の考え方を読み解くことが出来るのではないだろうか。

注

- 1) 宮本武史編『徳島藩士譜』（1972年）、上巻98頁。なお、稲田監物家は断絶のため詳細が不明になっている。
- 2) 前掲『徳島藩士譜』下巻8頁。
- 3) 前掲『徳島藩士譜』上巻99頁。
- 4) 庄屋役は、基本的に村内の百姓の代表であり身分は百姓である。しかし、浪人身分で百姓としての控え地の無い長谷家が庄屋になったのには、7代新七のとき百姓身分に庄屋のなり手が無く、郡奉行の栗田仁左衛門に直接雇われる形で庄屋となり、8代竹右衛門のとき加茂宮村の控え地を付けられた形を取ったことをはっきり示すため、雇いで庄屋になっていることを再三願書に記したのだろう。
- 5) 例えば、貞光町谷家文書には、一領一疋の由緒を持つ谷家の由緒に関わる文書がある。

(金原祐樹・市坪 礼)

3) 長谷家文書にみる幕府巡見使と村役人

(1) はじめに

今年の阿波学会調査では、江戸時代、太刀野村の庄屋であった長谷家の文書群¹⁾を調査・整理する機会を得た。太刀野村は撫養街道が東西に通る交通の要地であり、徳島藩主や幕府巡見使の廻国の際には通行する村であった。こうした地域性に着目し、巡見使廻国に際しての村側の対応について若干の考察をしてみたい。

なお巡見使とは将軍の代替わりの際に派遣された幕府監察官であり、幕府・藩・村の関係や村落秩序を考える上で重要な問題を含んでいる。

(2) 長谷家について

文化8年（1811）9月の棟附改めの際に提出した成立書の写し「長谷弥六左衛門申上覚」（長谷家文書No.13）をもとに同家の系譜についてふれておく。



同家の先祖は備前国田岡城主佐々木新居之輔といい、落城後、子息又太夫（初代）とともに弘治2年（1556）から阿波国三好郡昼間村に住むようになった。

蜂須賀家の治世となり、2代田岡左衛門（又太夫の子）は太刀野村の給人稲田丹波（筆頭家老稲田家初代左馬亮植元の弟、吉勝のこと。2,000石・中老。）の家臣となり、その拜知西庄村で50石が給された。しかし丹波の跡を継いだ監物の時代に合力高は没収された。これが同家3代目の與市郎の時代である。

長谷姓は6代目の弥六左衛門の時に、徳島藩士長谷川惣左衛門²⁾と関係があるため名乗るようになり、延宝2年（1674）の棟附改めの際には長谷姓を用いている。

6代目の弥六左衛門は、万治2年（1659）稲田三郎兵衛（監物の子）に召し出され「在迎御用」を勤め「高取格」とされたが、同家の断絶³⁾により浪人となった。そのため棟附改めでは「浪人」とされ末家の者も苗字帯刀が許された。

7代新七は郡奉行の推薦を受け宝永7年（1710）より庄屋を勤めた。それ以降、ほぼ代々庄屋を勤め、11代の弥六左衛門は文化7年（1810）に組頭庄屋に任じられた。

以上、長谷家は江戸前期には中老稲田家の家臣として諸役を勤めていたことが分かる。同家の断絶とともに帰農し、江戸中期以降、太刀野村の庄屋を勤めた。

(3) 幕府巡見使と村役人

<幕府巡見使>

巡見使とは、江戸時代、将軍の代替わり毎に全国に派遣された役職で、使番・書院番・小姓組からそれぞれ1人ずつ選任された旗本が勤めた。幕領・大名領に関わらず全国を対象とするため、五畿内・四国・九州・中国・北国・奥州・関東・東海道の8地域に分けて3人1組で派遣された⁴⁾。巡見使の目的は大名等の政治と民情の監察であったが、次第に形式化し「公儀の御威光と御仁徳」をアピールする存在となったとされる⁵⁾。

しかし、藩側では巡見使の報告によっては存亡の危機に直面するため、巡見使と接する者を対象にし

て想定問答集を作成したり、巡見使との応対の記録集を作成させ、民衆から発される情報を厳密に統制・管理したのだった⁶⁾。

<巡見ルート>

巡見使一行は土佐国境の宍喰峠を越えて阿波に入国し土佐街道筋を北上する。徳島城下に入った後、讃岐街道を北進し板野郡吹田村（板野町）と大寺村（板野町）に分宿する。それより伊予街道と撫養街道を交えながら西進し佐野村（池田町佐野）から万駄峠を越えて讃岐国に至るという経路をとり、延べ日数は11日間であった。以上の巡見ルートは、江戸中期以降、ほぼ定着していたと思われ、そのことは巡見使の儀式化・形骸化を表すものであった。

太刀野村は脇町から池田村までの間に位置し休憩地にも選定されていなかったが、通行筋として出役が義務付けられていたのである。

表4 寛政元年の巡見使宿泊・休憩所

	宿泊・休憩地	池田雅次郎宿舎	諏訪七左衛門宿舎	細井隼人宿舎	備考
1	宍喰浦	願行寺	大日寺	真福寺	休憩
2	奥浦・鞆浦	奥浦 薬師寺	鞆浦 多善寺	鞆浦 万照寺	宿泊
3	浅川浦	東泉寺	江音寺	千光寺	休憩
4	牟岐浦	◎青木六郎兵衛	西念寺	法覚寺	宿泊
5	日和佐浦	観音寺	和三郎	弘法寺	宿泊
6	木岐浦	△村上要助	延命寺	真福寺	休憩
7	桑野村	梅谷寺	万福寺	清右衛門	宿泊
8	立江村	地藏寺	◎笠原亀五郎	△笠原友之丞	休憩
9	徳島城下	小川三郎右衛門	岡忠兵衛	松浦清左衛門	宿泊
10	吹田村・大寺村	△吹田村 吉田治郎兵衛	大寺村 金泉寺	△吹田村 安芸十太夫	宿泊
11	麻植塚村	△佐藤源右衛門	△佐藤文左衛門	△佐藤治左衛門	宿泊
12	伊沢村・久千田村	△伊沢村 中山源太郎	△伊沢村 中山義七郎	○久千田村 井形虎太	休憩
13	脇町	金十郎	権兵衛	東林寺	宿泊
14	足代村	△秋田織右衛門	◎近藤弥六兵衛	△近藤波知郎	休憩
15	池田村	△喜多甚助	桂林寺	△吉右衛門	宿泊
16	佐野村	青色寺	斎治	○唐津半五郎	宿泊

凡例 (1) 蜂須賀家文書No.339「寛政元酉年 阿波国御巡見御道筋御宿附帳」より作成。

(2) ◎は組頭庄屋、○は庄屋、△は商人を示す。徳島城下の3人は明らかに商人であるが、文書の記載に則り記号を付さなかった。

<幕府巡見使と村役人>

史料10「乍恐奉願上覚」明和3年11月（長谷家文書No.17）

（略）

一、宝永七年諸国御巡見御目附様御通り被遊候節、祖父新七義ハ池田村御通船裁判被仰付候、竹右衛門義ハ送り越御道具裁判被仰付、父子共無間違相勤申候、其後享保三年御目附様御通り之節、竹右衛門義海部郡宍喰浦迄罷越御用相勤罷歸り、芝生村御宿肝煎被仰付、夫より池田村へ罷越、組頭庄屋共ニ相加り、人馬惣裁判被仰付無間違相勤申候、猶又延享三年御目附様御通被遊候節、竹右衛門義足代村御宿諸裁判被仰付候、私義ハ海部郡宍喰浦迄御用被仰付罷越、南方表相仕舞罷戻り足代・池田・佐野御宿々諸裁判、組頭共同断被仰付、始終無間違相勤申二付、其時々御郡御奉行様より骨折申候旨、御結構被仰出難有奉存候

（略）

※下線は筆者

史料10は、明和3年（1766）に太刀野村庄屋長谷弥六左衛門が郡代手代に提出した願書の一部で、先祖の筋目と代々の勲功を列挙し、徳島城内において藩主へのお目見えを求めている。

長谷家では巡見使の来国ごとに「芝生村御宿肝煎」「足代村御宿諸裁判」「足代・池田・佐野御宿々諸裁判」「池田村御通船裁判」「人馬惣裁判」「送り越御道具裁判」といった、巡見使の宿泊や移動、さらには荷物の輸送に関する種々の役職を勤めてきたことが分かる。

ここで注目したいのは、巡見使に対する村方の役として宿舎の提供（＝本陣役）が良く知られているが⁷⁾、現実にはそれ以外の職務が多岐にわたって存在するとともに、役職が分化していたことである。そして太刀野村の長谷竹右衛門が隣村芝生村の御宿肝煎を勤めたように、宿泊地の村だけが役を負担するのではなく、周辺地域の村がバックアップする形で巡見使の受入れ体制が確立していたと考えられる。

史料11「御当職御書附写」天保9年12月（長谷家文書No.12）

覚

三好郡太刀野村郷付浪人 長谷弥六左衛門
右之者儀、御巡見使泊処之脇亭主役申付候処、万端心を付供人江応対向等程能取斗、彼是心配相勤候趣ニ付、金百疋被下候

十二月十八日

右之通、御当職御書付を以被仰渡候ニ付、令写指遣者也

三間勝蔵（印）

天保九戌年十二月

三好郡太刀野村郷付浪人

長谷弥六左衛門方江

史料11は天保9年（1838）に仕置家老の書附を郡代三間勝蔵が写し長谷弥六左衛門に発給した覚書で、「脇亭主役」を怠りなく勤め褒美として金百疋を与えるという内容である。

阿波国では、東海道や中仙道にみられるような恒常的な本陣・脇本陣は存在しないが、藩主や幕府巡見使の廻国時には豪農・豪商の屋敷や寺院を宿舎にあてた（前掲表4参照）。これが本陣と呼ばれ、文書には「本陣」と記され、その役を負う者を「御宿亭主」といった。

寛政9年（1797）の「御巡見使三方様美馬郡御通行筋并御宿々ニ而御尋ニ付御答其餘之運相約申上帳面」（蜂須賀家文書No.332）をみると、「御宿亭主」の他、「御宿脇亭主」と「御宿肝煎」の役がみえる。

「御宿亭主」とは巡見使の宿舎・食事の提供者で宿泊の責任者である。同職は巡見使とその従者約30人が宿泊可能な広大な屋敷を所有せねばならず、ほぼ世襲で職務をつとめたと考えられる。「御宿肝煎」は村役人が交代で就任し、宿泊の世話等を担当する役職であった。長谷弥六左衛門の勤めた「御宿脇亭主」は「御宿亭主」の代行役で、いわゆる脇本陣と考えられる。当然ではあるが「御宿肝煎」より格上である。しかし、原則として世襲であった「御宿亭主」が存在するため「御宿脇亭主」の屋敷に巡見使一行が宿泊することは極めて例外なことであった。このことから「御宿脇亭主」は名誉職的な存在であ

ったと考えられる。

なお巡見使の従者が「御宿脇亭主」に分宿することは基本的にはなかったのではないかと考えている。それは巡見使一行の宿賃受取書（木賃で巡見使は32文、従者は1人16文）と寝具返却覚書を「御宿亭主」が単独で発行しているからである。ちなみに「御宿亭主」と「御宿脇亭主」が必ずしも同一村にいるとは限らないことから、このことが窺える。

「御宿亭主」「御宿脇亭主」「御宿肝煎」の三役が中心となって巡見使宿泊の重責にあたったが、巡見使が宿泊する「御宿亭主」、あるいはその可能性のある「御宿脇亭主」は村社会においては名誉的な存在であった。史料11はその重責に報いるとともに藩当局がそのことを認めたものと考えられる。

(4) おわりに

長谷家文書を中心に幕府巡見使の来国という一大行事にあたっての村側の対応についてふれてきた。

従来は村レベルの対応としては巡見使の宿が注目されてきたが、長谷家文書によって巡見使受入れのために機能的に分化された種々の役職が存在したことが分かった。そうした役職は負担の集中しがちな宿泊村をバックアップするため設けられたもので、江戸中期には村落レベルの巡見使受入れ体制は確立していたと思われる。

なお巡見使の宿泊は「御宿亭主」「御宿脇亭主」「御宿肝煎」の三役が担当し、その重責を負担した

が、その一方で、彼らは巡見使という藩を超越した幕府権威の存在と身近に接する機会に恵まれ、村レベルの巡見使供給の花形であったと思われる。特に「御宿亭主」「御宿脇亭主」は藩当局も認める名誉的な存在であった。

これらの宿泊三役が村落内の秩序においてどのような作用を果たしていたのか注目されるが、今後の課題としておきたい。

注

- 1) 長谷均氏蔵。
- 2) 長谷川惣左衛門は、もとは萱生または羽田と名乗っていたが、播磨国龍野で蜂須賀家に召し抱えられ、家政の命により家老長谷川孫左衛門（のち伊豆）貞安の弟分となり長谷川姓を名乗った。阿波入国の際には長柄奉行として130石を給された。その後度々加増され300石を領し、老齢にもかかわらず大坂の陣では長柄奉行で従軍し元和7年（1621）没した。「成立書並系図共 長谷川辰之助」（徳島大学付属図書館蔵）参照。
- 3) 稲田三郎兵衛は天和元年（1681）に没し、跡を継いだ弥五左衛門は嗣子なく翌月に没したため同家は断絶した。宮本武史編『徳島藩士譜』上巻99頁参照。
- 4) 吉川弘文館発行『国史大辞典』巡見使の項参照。
- 5) 高橋啓著「巡見使が阿波にやってきた」（『図説徳島県の歴史』169頁）。
- 6) 蜂須賀家文書（国文学研究資料館史料館蔵）では、想定問答集としては「御巡見御目付集御尋有之節御答帳」（No.335-3）、応対の詳細な記録集としては「御巡見使三方様美馬郡御通行筋并御宿々ニ而御尋ニ付御答其餘之運相約申上帳面」（No.332）が挙げられる。
- 7) 井上良雄著『阿波国交通史』44～45頁、阿南市史編さん委員会編『阿南市史』第二巻（近世編）712～714頁参照。

（根津寿夫）